

戒告第3号

令和6年9月16日

桃山学院大学弓道部 御中

全日本学生弓道連盟

執行委員長 林 健介



戒告処分通知書

貴学弓道部は、下記に記載の行為を行い、本連盟主催大会の運営に支障を与えました。

よって、全日本学生弓道連盟規約第29条の2に定めるところにより、貴学弓道部に対して戒告処分を行い、態度改善を強く求めます。

記

1. 戒告処分の原因となる事実

令和6年8月21日に八寸的5個の提出を求めたにも関わらず、当日提出を行わなかった

2. 釈明について

令和6年9月7日に釈明文を受理した。

内容について連盟役員内で審議し、戒告処分適当と判断した。

以上